

災害時情報伝達手段（防災行政無線）整備工事
公募型プロポーザル実施要項

令和 7 年 5 月

滋 賀 県 守 山 市

1 目 的

本市が災害時の情報伝達手段として新たに防災行政無線を整備するにあたり、事業者の専門的な知識および技術力から優れた提案(システム構成・機器仕様などを含めた本事業に関する技術提案書の提出)を求め、その内容等を総合的に比較し、最も優れた成果が期待できる者を選定し採用することを目的とする。

なお、本事業により本市は、現状の情報伝達手段では災害時に情報が伝わりにくい方(携帯電話を所有されていない高齢者や障害者等)に対して、本市が伝えるべき情報を可能な限り制約なく迅速に伝達できる体制を整備(システムを構築)することを目的としている。

2 事業の概要

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 事業名 | 災害時情報伝達手段（防災行政無線）整備工事 |
| (2) 事業内容 | 別添、要求水準書のとおり |
| (3) 事業期間 | 契約締結日から令和8年3月27日まで |

3 見積上限額 金113,850,000円(消費税および地方消費税を含む。)

4 実施方式 公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき、適切に配置できること。なお、配置する予定技術者は、本事業の本参加資格確認申請のあった日において3ヶ月以上の雇用関係を必要とする。

(8) デジタル防災行政無線（QPSK方式）の機器製造業者または同製造業者から機器供給証明書または類似証明書を受領しているものであること。なお、参加にあたり同一の機器製造業者または同製造業者の関係する1社のみの参加とし、複数社の参加は認めない。（1メーカー1業者）

(9) 電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（公告日の前日において有効であるものに限る。）において、電気通信工事の総合評価値が1,000点以上であること。

(10) 過去10年（平成27年度から令和6年度）の間に同種事業の実績を有すること。

同種事業とは、市町村デジタル同報通信システムを元請として完成・引渡しをした施工実績とする。

6 スケジュール

- ・令和7年5月21日（水） 公募開始
- ・令和7年5月30日（金） 質問締め切り
- ・令和7年6月2日（月） 質問回答
- ・令和7年6月4日（水） 参加申込書提出期限
- ・令和7年6月6日（金） 参加資格審査通知発送
- ・令和7年7月2日（水） 企画提案書提出期限
- ・令和7年7月9日（水） プレゼンテーションの実施 [予定]
- ・令和7年7月11日（金） 審査結果の通知 [予定]

7 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書(様式第1号)により持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※郵便の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年5月30日(金) 午前10時まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目5番22号

守山市環境生活部危機管理課

電話 077-582-1110(直通) FAX 077-583-5066

電子メール kikikanri@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和7年6月2日(月)午後3時予定

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要項、要求水準書および守山市財務規則(昭和39年規則第6号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号)

イ 配置予定技術者調書(様式第3号)

ウ デジタル防災行政無線(QPSK方式)機器製造業者からの機器供給証明書または類似証明書

※「確認書(様式第4号)」を添付すること。

エ 建設業許可通知書または建設業許可証明書

オ 経営事項審査通知書の写し

※エおよびオは、公告日の前日において有効であるものに限る。

カ 実績表(様式第5号)

キ 履歴事項全部証明書(登記事項証明書)(法人のみ)

ケ 印鑑証明書

コ 直近年度の国税(法人税ならびに消費税および地方消費税)、市町村税に未納がないことを証する書類

サ 委任状（支店等と取引をする場合）

※守山市財務規則（昭和39年規則第6号）第126条に基づき、業者登録名簿に登録されている者（守山市入札参加資格登録業者）は、キからサの書類は不要です。

(2) 提出期限

令和7年6月4日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前9時から午後4時45分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質疑・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和7年6月6日（金）頃を目処に通知する。

9 企画提案書提出期日および作成方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第6号） 2部（正本1部、副本1部とする。）

- ・ A4横長・横書き両面印刷、長辺・上綴じで製本し提出すること。
- ・ 合計30ページ以内にて簡潔に記載すること（表紙、目次、参考見積書はページ数には含まないものとする）。
- ・ 提案書は、要求水準書（別添1）および評価基準（別添2）等に基づき、必要な事項を具体的かつ簡潔に記載すること。

イ 参考見積書（様式第7号） 1部

ウ 維持管理費用に関する提案書（様式第8号） 1部

(2) 提出期限

令和7年7月2日（水）午前10時まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前9時から午後4時45分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。なお、紙ベースの他に電子データ（PDFデータ）も電子メールで提出すること。

(4) 提出先

「7 質疑・回答 (3) 提出先」に同じ

10 プロポーザルの実施概要

(1) プロポーザル（提案プレゼンテーション）の実施

提案事業者は、審査員に対して提案内容についてプレゼンテーションをすること。

日時	令和7年7月9日（水）予定（時間等詳細は後日案内する）
場所	守山市役所33会議室等
説明時間	30分以内（準備および撤収時間は別途） ※提案書等説明：20分 質疑応答：10分
審査員	6人予定
提案事業者	出席者は5人以内とする。
説明方法	提案書の概要について、パワーポイント（横向き）を用いて説明すること。プレゼンテーション進行および説明は、主務者が実施すること。
その他	審査場所には関係職員等が同席・質問を行う場合がある。ただし、審査は審査員のみが行う。

(2) 審査について

ア 事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。

イ 書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし、審査委員が各自評価、採点する。

ウ 審査員の評価点の合計が最低基準点（満点（100点）×評価者数）の6割以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が評価基準点以上となる場合は候補者となる。

(3) 評価・選定方法および審査基準

評価基準(別添2)のとおり

11 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日 令和7年7月11日（金）予定

12 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

(2) 提出された全ての書類は、返却しない。

(3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。

(4) 提出された書類は、提出者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

13 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおり。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の公開とする。

14 契約方法（随意契約）

- (1) 本プロポーザルの後、選定事業者と仕様および価格等の細目について協議することとし、本業務の目的達成のために必要な範囲で、項目・数量等を、追加・変更・削除する場合がある。また、この場合、見積上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (2) (1)による協議成立の後、本市と選定事業者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、見積上限額を超えない範囲で、随意契約を締結するものとする。この場合、徴収した見積書をもって契約価格とし、契約を締結する。
- (3) 契約手続きおよび契約書は、守山市財務規則等によるものとする。

15 その他

- (1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

- (3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

- (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積書の金額が、第3項に掲げる見積上限額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。

- (6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

16 問合せ、提出書類提出先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 環境生活部 危機管理課 TEL 077-582-1119 FAX 077-583-5066

Mail : kikikanri@city.moriyama.lg.jp